

金融・保険市場におけるトピックス

【欧州・規制動向】

OEIOPA が、改正ソルベンシー II 枠組指令に基づくグループ監督の適用範囲を明確化

2025 年 12 月、欧州保険・企業年金監督機構 (European Insurance and Occupational Pensions Authority : 以下「EIOPA」) は、改正ソルベンシー II 枠組指令 (以下「枠組指令」)^(注1) の第 214 条に規定される、「保険会社グループへの監督の適用除外基準」に関するガイドラインを公表した^(注2)。本対応は、2026 年以降に予定されている枠組指令の本格適用に向けた準備の一環である。

枠組指令第 214 条では、保険会社グループの監督に関し、グループ監督者^(注3) は以下の各号いずれかに該当する場合、監督対象から当該事業者を除外することができる規定されている。

- EEA 域外の第三国に所在する事業者で、監督に必要な情報の移転に法的な障害がある場合 (第 214 条 2 項 a 号)
- 保険会社グループ監督の目的に照らして、重要性が乏しい事業者である場合 (第 214 条 2 項 b 号)
- 保険会社グループ監督の目的に照らして、当該事業者を含めることが不適切または誤解を招くおそれがある場合 (第 214 条 2 項 c 号)

今回公表されたガイドラインは、保険会社グループの監督の適用範囲を決定する際の適切性を確保するために策定された。上記の第 214 条 2 項 a 号から c 号による除外について、以下に該当する場合は、当該事業者をグループの範囲から除外してはならない、と監督の適用範囲を明確化した (ガイドライン 1)。

- グループ内の保険会社または再保険会社との間に、付随的なサービスの提供を含む重要な取引がある場合
- グループ内の保険会社または再保険会社の業務運営やプロセスに関する、財務上または投資上の意思決定に重要な影響を与えている場合
- グループ監督の対象範囲外とした場合と比較して、ソルベンシー II 指令第 229 条^(注4) を適用することが、より適切な保険会社グループのリスクの把握につながる場合

さらに、本ガイドラインは、上記第 214 条 2 項 a 号の適用除外の要件について明確化し、グループ監督者は、事業者が以下のいずれかの条件を満たす場合にかぎり、保険会社グループの監督の範囲から除外することを検討すべきであるとしている (ガイドライン 2)。

- 事業者が、EU による同等性評価による認定^(注5) を受けていない第三国に所在する場合
- 事業者を監督する第三国の当局が、保険監督者国際機構 (IAIS) の多国間覚書 (MMoU)^(注6) へ署名していない場合

- 入手可能な情報に基づき、事業者の総資産および技術的準備金が、保険会社グループ全体と比較して小さい場合
- 入手可能な情報に基づき、事業者およびその関連事業者がもたらし得るすべてのリスクが、グループ内の個々の事業体レベルで適切に特定・管理されており、特にそれらのリスクが各事業者の独自のリスク・ソルベンシー評価およびソルベンシー状況に反映されている場合

なお、本ガイドラインは、2027年1月30日より適用予定である。

(注1) 枠組指令 (Directive 2009/138/EC) とは、EU 加盟国の保険会社に適用される共通のソルベンシー II 規制の枠組みを規定するもので、2016年より適用が開始された。枠組指令は、資本要件等の定量的要件、保険会社のガバナンスとリスク管理等の定性的要件、ならびに監督当局への報告および一般への情報開示、の3つの柱から成る。2024年に、プロポーショナルリティ、監督品質、報告、長期保証措置、マクロブルーデンスツール、サステナビリティリスク、グループ・クロスボーダー監督に関する改正がなされた (Directive (EU) 2025/2)。

(注2) EIOPA, “EIOPA issues new and updated guidance on group supervision, related undertakings and the assessment of internal models” (2025.12)

(注3) 枠組指令第247条1項では、グループ監督者とは、グループ監督の調整および実施に責任を負う単一の者で、関係加盟国の監督当局の中から指定される、としている。

(注4) 枠組指令第229条では、第三国の事業者や関連会社に関し、グループソルベンシーの算出に必要な情報が提供されない場合、当該事業者や関連会社の帳簿価格はグループソルベンシーの算出における適格自己資本の計算から控除される旨を規定している。

(注5) 同等性評価による認定とは、EUが第三国の保険監督制度を評価し、EUと同等のレベルであると決定することをいう。

(注6) 多国間覚書 (Multilateral Memorandum of Understanding) とは、世界各国の保険監督当局の間で、保険監督における情報交換と協力を促進するための保険監督者国際機構が策定した取決めである。

【イギリス・市場動向】

○イギリス政府が自動車保険対策本部の最終報告書を公表

イギリス政府は、2025年12月、自動車保険対策本部（以下「対策本部」）の最終報告書を公表した^(注1)。対策本部は、自動車保険の保険料の安定・低減に向けた対応策を検討するために2024年10月に発足した。運輸省、財務省などの主要な政府部門や、金融行為規制機構 (Financial Conduct Authority : 以下「FCA」) などの監督当局がメンバーとなっている。また、消費者団体や自動車・保険業界団体により構成されたステークホルダーパネルからの支援も得ている。

最終報告書では、自動車保険の保険料が2022年と2023年にインフレーションを上

回るペースで上昇し、2024年第1四半期にピークに達した市場動向の分析^(注2)や、自動車保険に係わる規制環境などの説明を行ったうえで、以下の5つの課題について、対策本部のこれまでの取組みを報告している。

- ① 適切に規制された保険市場
- ② 保険金支払業務の改善
- ③ 道路の安全性向上
- ④ 無保険運転、詐欺、犯罪の取締り
- ⑤ 自動車修理業界の強化

例えば、上記①の取組みとして、対策本部は、ステークホルダーからの保険料設定に関する提案^(注3)を検討したが、それらは保険料低減効果に乏しく、むしろ新たなルールへの対応のための保険会社の追加費用によって保険料が上昇する懸念があるとして、保険会社の価格設定に直接の介入は行わないと表明している。

加えて、上記①から⑤の課題について、自動車保険料の低減に向けた今後の活動(actions)が列挙されている(図表参照)。対策本部の業務は最終報告書をもって完了するが、政府はこれらの活動を引き続き実施すると述べている。

(注1) Department for Transport & HM Treasury, “Motor Insurance Taskforce: Final Report and Actions” (2025.12)

(注2) 保険料高騰の主な要因は、支払保険金の増加であると説明されている。

(注3) 提案の多くは保険会社の保険料算出モデルに関するものであった。

図表 最終報告書における今後の活動(抜粋)

課題	活動
①	○FCAは保険料ローンに関する調査結果を2026年に公表する予定である。 ○政府はFCAと緊密に連携し、保険業界におけるスマートデータ ^(注1) の活用事例への支援を継続していく。
②	○FCAは、イギリス保険協会(Association of British Insurers: 以下「ABI」)や保険会社等と協力し、顧客の成果に悪影響を与えずに効率性とコスト管理を向上させるべく、保険金支払業務をより適切に管理する方法を検討する。 ○ABIと保険会社等は、外部専門事業者への委託を減らし、より多くの保険金支払業務の管理を自社で行うべく、グッドプラクティス指針の策定に引き続き取り組む。
③	○運輸省は道路安全戦略(Road Safety Strategy)を公表する予定である。 ○運輸省は高速道路の維持管理への投資を継続する。
④	○FCAは、ソーシャルメディア事業者が自社のプラットフォームに不正なコンテンツが掲載されるのを防ぐために、さらなる措置を講じるよう引き続き求める。 ○FCAは、ゴーストブロッキング ^(注2) 、広告なりすまし(ad-spoofing)、フィンフルエンサー ^(注3) が投稿した情報を含む違法なコンテンツを特定した場合、その削除を求めるとともに、法執行機関などと協力してこれらの活動に対処する。 ○運輸省は無保険運転の罰則について検討する。
⑤	○対策本部は、自動車保険業界が自動車メーカーと緊密に協力して、車両のリスク評価システムを見直すことを奨励する。 ○ビジネス・通商省(Department for Business & Trade)は、サプライチェーンの問題や懸念事項に関する情報交換を確実に行うため、産業界との良好な関係を維持する。

(注1) ビジネス・通商省は、「スマートデータとは、顧客の要求に応じて、顧客データを認定サードパーティープロバイダと安全に共有することである」と説明している(Department for Business &

Trade, “The Smart Data Roadmap” (2024.4)。

(注2) 詐欺師が、格安な価格の保険を装って、無防備な顧客に架空の保険を販売することを指す。

(注3) ソーシャルメディア上で、金融に関するアドバイスやヒント、または個人の資産内容を共有する者を指す。

(出典：Department for Transport & HM Treasury, “Motor Insurance Taskforce: Final Report and Actions” (2025.12) をもとに当研究所にて作成)

【米国・規制動向】

○カリフォルニア州保険局が長期ソルベンシー計画に関する公聴会を開催

カリフォルニア州保険局(State of California Department of Insurance:以下「CDI」)は、気候変動および技術革新リスクに対応するため、州内で事業を行う保険会社に対し、2050年までの「長期ソルベンシー計画」の策定を義務付ける規制(REG-2025-00025)の草案に関する公聴会を2025年11月に開催した^(注1)。

本規制案は、カリフォルニア州の保険市場を破壊的なリスクと技術的脅威から保護するため、今後長期にわたって発生する可能性のあるリスクに対して、強化された監視ツールをCDIに提供することを目的としており、国連主導による持続可能な保険原則(PSI)^(注2)および持続可能な開発目標(SDGs)に関する取組みにも整合しているとされている^(注3)。

2025年10月に公表された草案の主な内容は以下のとおりである^(注4)。

- 適用対象：米国内の直近の年間元受保険料が5,000万ドルを超える保険会社。
- エマージングリスクの評価：技術革新リスク(大規模データセットの処理、データ品質、サイバーセキュリティ)、気候関連リスク(物理的リスクおよび移行リスク)等の重要度を評価する。
- 重大リスクの分析と軽減戦略の策定：上記の評価で重大と評価されたリスクの分析およびリスク軽減戦略、長期投資戦略を策定する。これには、2030年、2040年、2050年時点での予測を含む。
- 文書化義務：上記のリスク評価および分析・戦略を文書化し、検査官が利用可能な状態にする。

本規制案については、その手法と強度を巡り、保険業界と消費者・環境保護団体との間で意見の隔たりが見られる。

保険業界からは、米国損害保険協会(APCIA)が、規制の実務的な適用可能性について、以下のような懸念を表明している^(注5)。

- 不確実性と実効性の欠如

「未知の要素が多すぎる中で将来の経営行動をモデル化することは不可能である」との立場から、不確実性が高く実行可能な洞察が得にくい超長期分析よりも、より差し迫った財務リスクやオペレーショナルリスクへの対応にリソースを集中させるべきだとの指摘がなされた。

○ 要件とされる保険料基準の低さ

元受保険料 5,000 万ドルという要件は中小規模の保険会社を対象に含む水準であり、体制が整備されていない保険会社の過度なデータ作成の負担や、それによって生じるコスト増に対する懸念が示された。

一方、Public Citizen などの消費者保護団体・環境団体は、CDI の取組みを支持しつつ、分析結果を一般にまで公開することや、より標準化された詳細な報告義務を保険会社に課すこと、投資以外の活動を含む広範な長期戦略目標を設定することなど、さらなる規制の強化を求めた^(注6)。

今回の公聴会は、正式な規則制定プロセスの前段階にあたるプレノーティス手続きである。CDI は今回提出された意見を考慮のうえ、後日、正式な規則制定プロセスを進める見込みである。

(注1) この公聴会はオンラインで開催された(CDI, “Invitation to Prenotice Public Discussion on Long-term Solvency Planning” (2025.10))。

(注2) 正式名称は「The Principles for Sustainable Insurance」で、ESG (環境・社会・企業統治) 問題に関連するリスクと機会に焦点を当てた保険業界の取組みを推奨するための国際的な枠組みである。2012 年の「国連持続可能な開発会議」(Rio+20) で発表され、国連環境計画・金融イニシアティブ (UNEP FI) が推進している。

(注3) CDI, “Expect the unexpected”: Commissioner Lara moves to safeguard Californians financial future with new regulation” (2025.10)

(注4) CDI, “Workshop text of regulation: Long-term Solvency Planning” (2025.10)

(注5) APCIA の州政府担当 Vice President、Mark Sektan 氏のコメントとされる (John Hilton, “California proposes greater ‘solvency’ oversight of insurers; industry balks” (Insurance Newsnet, 2025.11))。

(注6) Public Citizen, “California Department of Insurance Long-Term Solvency Planning proposal response” (2025.11)

【米国・市場動向】

○保険料率の低下が続くサイバー保険市場への保険業界の懸念

信用格付会社の S&P Global Ratings (以下「S&P」) は、2025 年 12 月に 2026 年サイバー保険市場の展望に関するレポート^(注1) を公表した。その中で S&P は、世界のサイバー保険市場の見通しを「安定的」と評価し、保険引受収益は良好であり、好調な業績は 2026 年まで続くとの予測を示した。その一方で S&P は、競争の激化と保険料率の低下による収益の圧迫を業界の課題として挙げ、特に米国ではその傾向が顕著であり、保険会社は速やかに是正措置を講じる必要があると指摘した^(注2)。

イギリスのスペシャリティ保険会社 CFC^(注3) のサイバー保険責任者である Lindsey Maher 氏は 2025 年 11 月、米国のサイバー保険市場について「現在の保険料率は全般

的に適切と言えるが、採算性の面ではぎりぎりの水準にある」との見解を示した。そして、競争の激化により、保険会社が補償範囲を広げながら保険料を下げている現状を指摘し、このままでは少ない対価で大きなリスクを負うことになり、サイバー保険市場の持続可能性が危ぶまれると述べた^(注4)。

Maher氏は、以下の3点を問題として挙げた^(注4)。

○ 引受規律の緩み

現在の市場は審査のハードルが低く、手軽に加入できる状況にある。中には、たった1つの質問で見積りを出す商品も見受けられる。一方で、引受規律の強化の兆しも見え始めており、引受判断を基本的なセキュリティ原則に沿わせる動きが明確になりつつある。

○ 中小企業の加入率の低さ

サイバーリスクが増大しているにもかかわらず、中小企業の保険の普及が依然として進んでいない^(注5)。

○ 事業中断保険金支払の遅さ

サイバー攻撃発生後、多くの保険会社は数分以内で初期対応を行っているが、事業中断保険の損害調査プロセスが煩雑なため、保険金支払に時間がかかっている。顧客のために市場全体で迅速な支払いに向けた改善策を講じる必要がある。

一方、イギリスのスペシャリティ保険会社 Beazley の CEO である Adrian Cox 氏も 2025 年 11 月、米国のサイバー保険市場について、「保険金請求が増加し深刻化している状況を踏まえると既に利益が見込めない状態にあると考えられるが、なおソフト化が続いている」と語った^(注6)。さらに Cox 氏は、同市場において市場規律が欠如している状況はやや意外であり、保険料率の極端な変動を避けるためには、この状況を調整する必要があると述べた^(注6)。

(注1) Paul Whitfield, “Cyber insurance market outlook 2026: Resilient earnings, tougher competition, pockets of growth” (S&P Global, 2025.12)

(注2) S&P Global Ratings による大手保険会社および再保険グループを対象としたサイバー保険調査によると、2024年時点での元受保険会社の正味コンバイドレシオは、北米地域だけが全体平均を上回り、その他の地域（欧州・中東・アフリカ地域、アジア太平洋地域、およびラテンアメリカ地域）については、業績はより均衡が取れ安定しているとされる (Paul Whitfield, “Cyber insurance market outlook 2026: Resilient earnings, tougher competition, pockets of growth” (S&P Global, 2025.12))。

(注3) CFC は 1999 年に設立されたイギリスのロンドンに本社を置く保険会社である。ロンドンマーケットでは最大規模のサイバー引受部門、および保険金請求・インシデント対応の専門部門を持つとされ、全世界 60 カ国以上においてサイバー保険を提供している (Insurance Business ウェブサイト)。

(注4) Chris Davis, “US Cyber market pricing pressure poses long-term risk” (Insurance

Business, 2025.11)

(注5) Maher氏によると米国における中小企業のサイバー保険加入率は30%程度とされる(Chris Davis, “US Cyber market pricing pressure poses long-term risk” (Insurance Business, 2025.11))。

(注6) アナリストを対象とした2025年第3四半期の業績報告会議における発言である(Seeking Alpha, “Beazley plc (BZLEY) Q3 2025 Sales/Trading Call Transcript” (2025.11))。

【アジア、オセアニア・市場動向】

○シンガポール国際再保険会議(SIRC)でのプロテクションギャップに関するコメント

2025年11月、シンガポール再保険協会(Singapore Reinsurers’ Association)が主催するシンガポール国際再保険会議(Singapore International Reinsurance Conference:以下「SIRC」)が開催された(注1)。会議では、再保険市場動向やアジアのプロテクションギャップ等が、講演・インタビュー等で論点として取り上げられた。

2025年上期の全世界の再保険キャパシティは、前年を超える約7,200億ドルと推計されている(注2)。潤沢なキャパシティの流入によるソフト化局面が続き、保険ブローカー主導で再保険交渉が行われると予想される(注3)。

また、大手再保険者へのインタビューでは、スイス再保険は、2024年の自然災害による経済損失のうち保険で補償されている割合が、世界全体の46%に対しアジアでは約16%と、プロテクションギャップが大きい点を示した。そのうえで、アジアのプロテクションギャップ縮小には官民連携が中心的な役割を果たし、キャパシティの拡大に加えて、信頼できるデータと関係者間の連携および長期的視点が重要だと述べた。また、適応や軽減には、官民間でのデータ・投資・説明責任の共有が必要であるとしている(注4)。ミュンヘン再保険は気候災害による損害の拡大を踏まえ、議論の焦点は「引受可能性(insurability)」ではなく「負担可能性(affordability)」に置くべきだと述べた。また、これまで保険を購入していなかった層に対する需要喚起のために、よりシンプルで事務処理が少なく、より支払いが速い商品の開発・販売に取り組んでいると述べた。その例として、農業プール、災害マイクロ保険、クライメートレジリエンスボンドを挙げ、これらには、民間資本だけでなく政治的意思が必要だとした(注5)。

シンガポール金融管理局(Monetary Authority of Singapore:以下「MAS」)は、講演において、CATボンド等を対象とする保険リンク証券(ILS)補助金スキームについて、これまでに累計29件のCATボンドの発行を支援したと述べ、2026年1月から制度を拡充して参加者の裾野の拡大を促す方針を示した(注6)。

パラメトリック保険についても複数の言及がなされた。Descartes Underwritingは、ソフト化局面においても、アグリゲートカバーの利用可能性やアタッチメントポイントに関する規律が残っており、これが天候・自然災害分野のパラメトリック保険にとっては引受の好機になると捉えている(注7)。また、同社とHDI Japanとの提携による日本のパラメトリック地震保険について紹介した。発災後に迅速に資金を供給できる点がレ

ジリエンスや事業継続に資すると述べ、物的損害は従来型の実損てん補保険で補償しつつ、収入の確保や資金へのアクセス、あるいは迅速な資金流動性確保のためにパラメトリック保険を組み入れるハイブリッド型の仕組みが広がり得ると述べた^(注8)。

SCOR はパラメトリック保険など目的に応じた「ツールの使い分け」が鍵となると述べ、さらにパラメトリック保険は当初から販売規模の拡大を織り込んだ商品設計も重要であると付け加えた^(注9)。

(注1) SIRC は、再保険市況の総括と翌年の契約更改に向けた論点整理・意見交換の場として例年11月にシンガポールで開催される。Asia Insurance Review, “SIRC DAILY Day2”

(2025.11)によると今回のSIRCには84カ国から約3,800人が出席した。

(注2) Aon, “Reinsurance market Dynamics · Midyear 2025 Renewal” (2025.6)

(注3) Marcus Alcock, “SIRC: What will be the key talking points from SIRC 2025?”

(InsuranceAsia News, 2025.11))。

(注4) 同社のアジア地域の再保険責任者である Victor Kuk 氏へのインタビューによる (Intelligent Insurer, “SIRC Today Day2” (2025.11))。

(注5) 同社のオーストラリア・中華圏・MENA およびアフリカ地域責任者である Roland Eckl 氏へのインタビューによる (Intelligent Insurer, “SIRC Today Day2” (2025.11))。

(注6) MAS は2018年から専門のファンドマネージャーの配置や、ILS 組成に伴う前払い発行費用の70% (上限あり) 等に対する資金助成等支援を行っている。2026年1月からはAPAC 地域のリスクをカバーしない場合や更改も助成対象となる (MAS ウェブサイトによる)。

(注7) 同社のオーストラリア・ニュージーランドのビジネス開発責任者である Lynn Roehrig 氏へのインタビューによる (Asia Insurance Review, “SIRC DAILY Day4” (2025.11))。

(注8) 同社のアジア太平洋地域責任者である Ben Qin 氏へのインタビューによる (Intelligent Insurer, “SIRC Today Day2” (2025.11))。

(注9) SCOR の商品・イノベーション責任者である Henri Douche 氏のパネルディスカッションでの発言である (Asia Insurance Review, “SIRC DAILY Day3” (2025.11))。

【シンガポール・規制動向】

○シンガポールとイギリスの監督当局が金融分野における AI 活用に関する提携を公表

2025年11月、シンガポールの金融監督当局である MAS は、シンガポールフィンテックフェスティバル (Singapore FinTech Festival : 以下「SFF」)^(注1) でイギリスの金融監督当局である金融行為規制機構 (FCA) と保険を含む金融分野における AI に関する戦略的提携を公表した^(注2)。この提携は、安全で責任ある AI イノベーションを支援するものである。これにより、シンガポールの金融 AI ソリューションプロバイダおよびイギリスの AI イノベータは、両市場において最高水準の AI ソリューションをより効果的に拡張・運用できるようになり、両国の主要な金融機関は、イノベーションと国境を越えた学習の機会拡大の恩恵を受けることになる。

本提携において、MAS と FCA は AI ソリューションの共同テスト、規制に関する知見の交換、責任ある AI に関する議論、およびベストプラクティスを紹介する共同イベントの開催を検討する。さらに、シンガポールの主要な AI 業界プログラムの「MAS PathFin.ai」^(注3) や FCA の「AI Spotlight」^(注4) プログラムを基盤として、参加企業および関連プログラムによる質の高いソリューションの相互共有を促進し、両金融市場間の AI 連携を強化する。

これを受けて、FCA はシンガポールに初めて職員を配置する予定である。具体的には、金融サービス専門職員を新たに任命し、在シンガポールイギリス高等弁務官事務所に駐在させる。これは、来年中に他の重要市場へ職員を配置するという広範な計画の一環とされる^(注5)。

また、MAS は金融業界における AI リスク管理に関する新たなガイドライン^(注6) を提案する市中協議文書を公表した。このガイドラインは、AI ライフサイクル全体にわたるガバナンス、リスクの特定、統制といった分野を網羅し、金融機関に対する監督上の期待を明確にすることを目的としている。MAS は、2026 年 1 月末まで同文書に対するフィードバックを募集している^(注7)。

(注1) 最先端の金融ソリューションや進化する規制環境、および最新のイノベーションを組み合わせ、将来のデジタル改革を進めることを目的としたプラットフォームであり、SFF 開催期間中は様々なワークショップや展示会が開かれる。第 10 回目の開催となる 2025 年の SFF には、142 の国と地域から 7 万人以上が参加し、過去最多の参加者数となった。SFF は、MAS により 2024 年に設立され、わが国の金融庁も会員となっている非営利団体のグローバル金融テクノロジーネットワーク (Global Finance & Technology Network : GFTN)、企業向け展示会の運営を行う Constellar、および MAS が主催している (MAS, “Singapore FinTech Festival 2025 Wraps up 10th Edition, Framing the Technology Blueprint for the Future of Finance” (2025.11)、SFF ウェブサイト、GFTN ウェブサイト)。

(注2) MAS, “MAS and UK FCA announces partnership on AI-in-Finance” (2025.11)

(注3) MAS と金融業界が共同で実施するイニシアチブであり、AI 導入に関する知識の共有を促進する。金融機関における AI ソリューション導入のベストプラクティスを一元管理することで、金融機関による AI ソリューションの選定や導入に要する時間と労力を削減することを目指している (MAS, “MAS Pathfinder Programme -PathFin.ai” (2025.8))。

(注4) FCA や企業、および幅広いステークホルダーが、AI 関連の議論やケーススタディに参加するための道筋を示す AI ラボ (AI Lab) の取組みの 1 つであり、AI Spotlight に採択されたプロジェクトは、企業が金融サービスで AI をどのように実験しているかについて、現実的な知見と実践的な理解を提供している (FCA, “AI Lab” (2025.11))。

(注5) FCA, “FCA partners with Singapore to drive growth and AI innovation” (2025.11)

(注6) 本ガイドラインは MAS の FEAT 原則やモデル AI ガバナンスフレームワーク、AI Verify

Foundation などの様々な国家レベルのイニシアチブを補完するものである (MAS, “Consultation Paper on Proposed Guidelines on Artificial Intelligence Risk Management for Financial Institutions” (2025.11))。なお、これらのイニシアチブについては、損害保険事業総合研究所「諸外国の AI に関する規制動向および保険会社における活用・ガバナンスの状況」(2025.9) を参照願う。

(注7) Roxanne Libatique, “Singapore and UK regulators launch AI finance partnership” (Insurance Business, 2025.11)